

# 二本松市

## 国土強靱化地域計画



令和3年3月策定  
(令和6年3月 一部修正)

# 目次

## 第1章 はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	地域防災計画と国土強靱化地域計画	2
4	計画期間	2

## 第2章 基本的な考え方

1	基本目標	3
2	事前に備えるべき目標	3
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	4

## 第3章 地域特性

1	地域特性	5
2	主な自然災害のリスク	6

## 第4章 脆弱性評価と推進方針

1	脆弱性評価	7
2	起きてはならない最悪の事態の設定	8
3	施策分野の設定	9
4	強靱化の推進方針	9
	(1) 直接死を最大限防ぐ	10
	(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活の環境を確保する	22
	(3) 必要不可欠な行政機能を確保する	30
	(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	32
	(5) 経済活動を機能不全に陥らせない	34
	(6) 生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	38
	(7) 制御不能な二次災害を発生させない	42
	(8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	46

## 第5章 計画の推進

1	推進体制	52
2	進捗管理及び見直し	52

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は人的被害や建物被害に加え、道路などの交通基盤の分断、農業用施設や農地への被害など、産業・交通・生活基盤において甚大な被害をもたらしました。

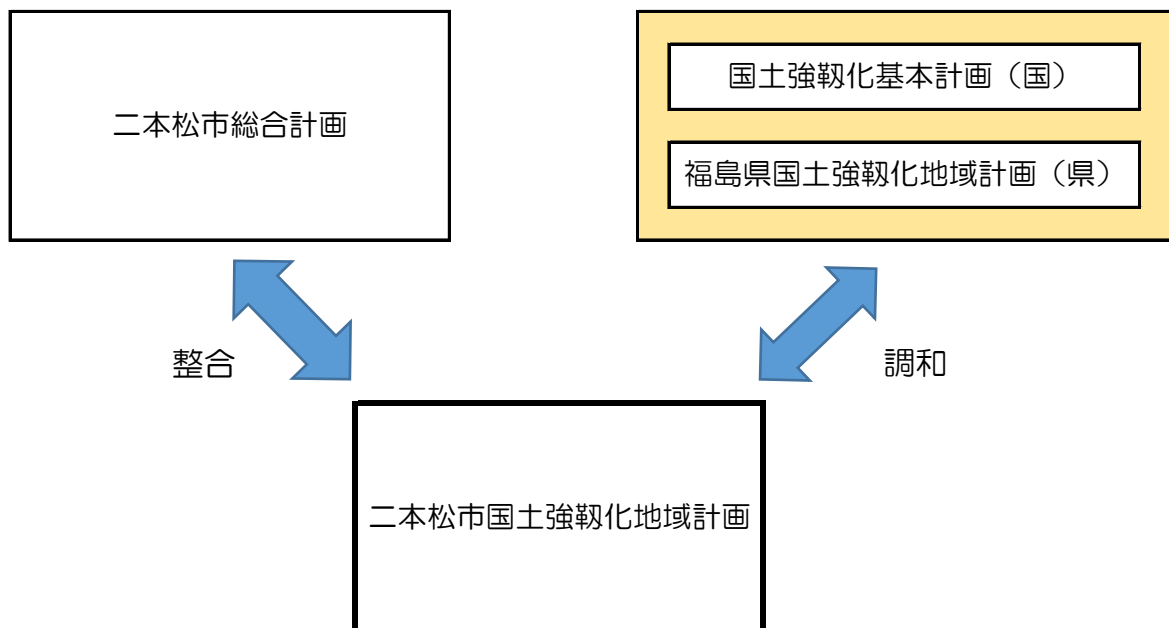
こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備されました。また、福島県は、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」（以下「県の地域計画」という。）を策定しました。

本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するため、「二本松市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。

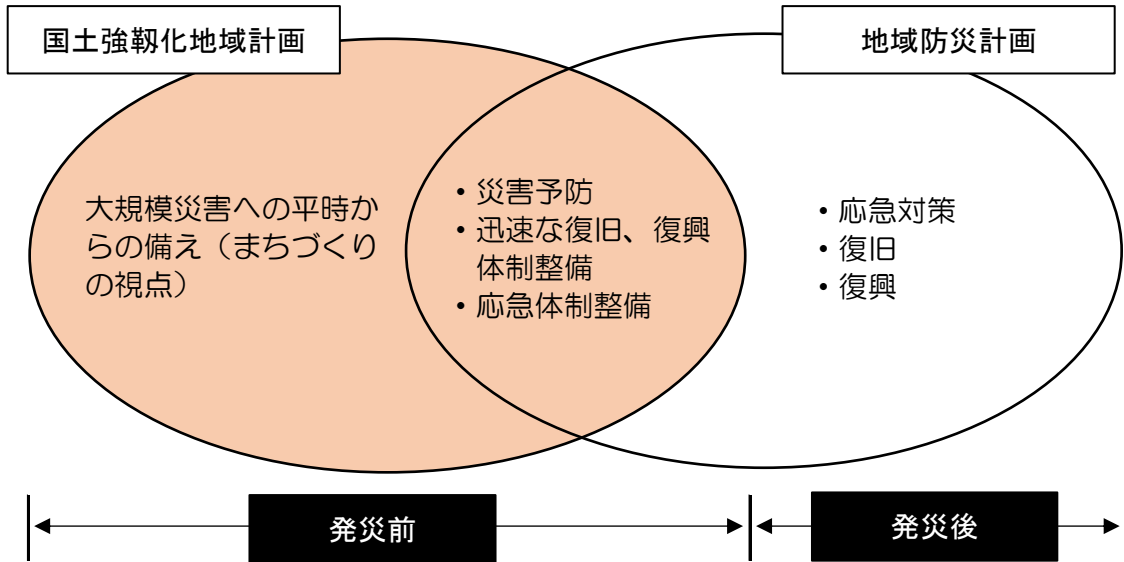
また、国の基本計画、県の地域計画と調和のとれた計画とすると同時に、「二本松市総合計画」との整合を図っています。



### 3 地域防災計画と国土強靱化地域計画

地域防災計画は、地震や洪水など災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めたもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。一方、国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。

両者は相互に連携しながら、それぞれが災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



### 4 計画期間

本計画が対象とする期間は、二本松市総合計画と整合を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本目標

---

国の基本計画、県の地域計画を踏まえ本市における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

いかなる災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興が図られること

### 2 事前に備えるべき目標

---

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活の環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

---

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき本市における強靱化を推進します。

#### (1) 強靱化の取組姿勢

- ・本市の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・地域の特性を踏まえながら地域間が相互に連携・補完しあうことにより各地域の活力を高めつつ、本市全体の災害に対する抵抗力、回復力、適応力を強化します。

#### (2) 適切な施策との組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進します。
- ・国、県、市、市民、行政区及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組めます。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

#### (3) 効率的な施策の推進

- ・既存の公共施設等社会資本の有効活用、適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進します。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じます。
- ・原子力災害による風評払拭・風化防止・放射線量測定等引き続き取り組み、本市の復興を加速させていきます。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

## 第3章 地域特性

### 1 地域特性

#### (1) 位置

本市は、福島市と郡山市の中間に位置し、安達地方の中心都市となっており、市の中心部から福島、郡山へは約30分の距離にあります。また、国道459号は国道114号を介して太平洋側の浪江町へと伸びています。

首都圏からは約200kmの距離にあり、鉄道では東北新幹線と東北本線を利用すると東京から約2時間の圏内となっており、市内には杉田、二本松、安達の3駅があります。自動車では東北自動車道利用で、乗り入れは二本松インターからとなりますが、約3時間の圏内に位置します。

市域は、平成17年に1市3町が合併し、東西約36km、南北約17km、総面積344.42km<sup>2</sup>に広がったことで、会津地方および浜通り地方の両地域に境界を接しています。

#### (2) 気候・地勢

西部は、安達太良山のふもとに広がる地域で丘陵地が多く、中央の平坦部には南北に阿武隈川が流れ、標高は200～300mで比較的温暖で、年間降水量も比較的少なく過ごしやすいところです。東部は、阿武隈山系の北部に位置し、山間部では近年の気候変動による台風や局地的豪雨などにより、移川・口太川等の中小河川の氾濫やがけ崩れなどが度々発生しています。

#### (3) 人口

本市の人口は「平成27年国勢調査」によれば58,162人で、20年前の平成7年に比べ約9,000人(△13.5%)減少しています。本市の人口構成(平成27年国政調査)は、15歳未満の年少人口比率が11.3%、65歳以上の老年人口比率が30.1%であり、将来推計からも少子・高齢化が一層進行するものと考えられますが、子育て環境の整備による出生数の向上や定住人口の増加を着実に進め、にぎわいの創出と人口の流出抑制に努めることにより、10年後となる令和12年の目標人口を約50,000人程度に維持することを目指しています。

#### (4) 産業

市内各エリアに点在する観光資源の連携や、インバウンド等の受け入れ体制の強化とともに、広く市内外の誘客を積極的に進め、DMOを中心とした観光都市としての魅力向上に取り組んでいます。また、これらの誘客の推進により中心市街地への人の流れを生み出し、集客施設や商店街の活性化につなげることで、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めています。

また、酒、家具等の地場産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの地産地消など新産業の創出、産業団地への企業立地の促進により、市内経済の活性化と多様な就業の場の確保を図っています。

また、農業の持続的発展に向け、ブランド化や6次産業化などにより商品の付加価値を高めるとともに、販路拡大や農業担い手の育成、安全安心な農産物の生産などに取り組み、活気あふれる農業の振興を推進しています。

#### (5) 社会基盤

本市の道路網は、東北自動車道、国道4号及び国道349号を縦軸、国道459号を横軸として、それぞれの道路網の骨格となり、その補完的的道路として、各県道が連結して広域道路網を形成しており、さらに、これらの広域道路網に市道、生活道路が連結し、総合的道路網を形成しています。この総合的道路網により中心市街地と周辺地域が結ばれています。

鉄道は、東北本線の杉田、二本松、安達の3駅を有しており、通勤・通学の足として活用されています。

また、これら公共交通を補完するため、地域内をコミュニティバスやデマンド型タクシーなどで結んでいます。

## 2 主な自然災害等のリスク

### (1) 地震災害

本市において被害を受ける可能性のある想定地震として、内陸部では福島盆地西縁断層帯(台山断層、土湯断層)を震源とした地震、会津盆地西縁断層帯を震源とした地震、双葉断層北部(塩手山断層)を震源とした地震があげられます。また、海洋部では三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震、東日本大震災のように、震源が遠く離れた位置の地震でも最大震度6弱を記録するなど、様々な震源に起因する地震災害のリスクが存在しています。

東日本大震災  
直後の様子



旭小学校南側市道



市民交流センター3階

### (2) 風水害・土砂災害

近年、気候変動に伴う異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、本市においても南北に縦断する阿武隈川を始め、阿武隈川につながる支流が広く山間部から市街地の間を流れ、台風・集中豪雨等による氾濫、溢水による被害が増えているほか、堤防に設置された樋門等の箇所における内水被害も顕在化してきています。

また、本市は急傾斜地崩壊等の危険性が高く、山間部以外の市街地にも多くの土砂災害警戒区域等の指定がされており、大雨による土砂災害が毎年のように発生しています。

### (3) 火山災害

本市の西縁には安達太良山が位置し、その景観による恩恵を大きくうけていますが、一方で活火山に位置付けられており、直近の記録では1900年の噴火で、火砕サージを発生させ、死者も発生しています。安達太良山火山防災マップによると、安達太良山に1m程度の積雪がある状態で大規模な火山噴火が発生した場合、火山泥流が発生し、市内の住宅地においても大きな被害が発生するおそれがあります。

### (4) 雪害

本市の平野部における降雪量は、多くても数十cm程度であり、雪害は他の災害ほどリスクは高くありませんが、昭和55年12月のクリスマス豪雪や平成26年2月の豪雪のように、元々豪雪地帯ではない本市にとって数十年に一度の記録的な豪雪に見舞われた場合、人命にかかわるような重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生といった事態に陥るおそれがあります。

### (5) 原子力災害

東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所原子炉内の燃料損傷により大量の放射性物質が放出され、大規模自然災害と原子力災害が重なる未曾有の複合災害となりました。それにより本市全域が放射能に汚染され、農産物の価格低下や出荷停止、観光客の減少など、あらゆる産業が大きな打撃を受ける事態となりました。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉までは相当の年月を要することから、今後も予期せぬ原子力災害に備える必要があります。

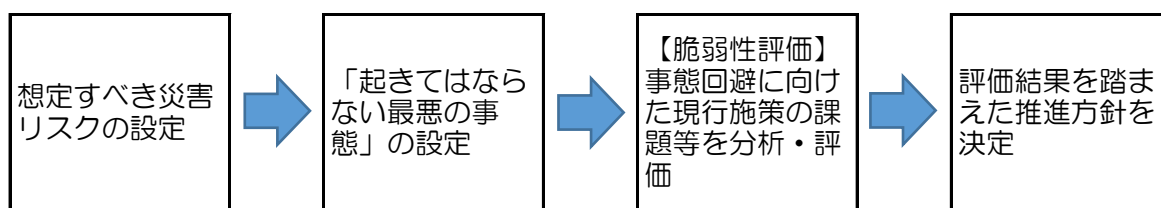


## 第4章 脆弱性評価と推進方針

### 1 脆弱性評価

#### (1) 脆弱性評価の手順

脆弱性の評価は、大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える課題・弱点(脆弱性)を洗い出し、現行施策について分析・評価するものです。本市の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施しました。



#### (2) 本計画の対象とする災害リスク

これまでに発生した自然災害等による被害状況、各種災害に関する発生確率及び被害想定を踏まえ、今後本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害等全般を、本計画において想定すべき災害リスクの対象とします。

## 2 起きてはならない最悪の事態の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市の地域特性を勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される29の「起きてはならない最悪の事態」を下記のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
(1)	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火、土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
(2)	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活の環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	医療・介護福祉施設の被災及び関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶による医療・介護福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
(3)	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4)	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
(5)	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動の寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
(6)	生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが寸断する事態
		6-4	異常温水等による用水の供給途絶
(7)	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響
(8)	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### 3 施策分野の設定

---

国土強靱化を推進する施策分野として、二本松市総合計画で掲げる基本目標等と同様の5つの施策分野を設定しました。別紙「具体的(個別)事業一覧」にて事業ごとに施策分野を位置付けることで市全体として取り組むべき方向性を示します。

- (1) 健康で暮らし続けられるまち
- (2) 地域の誇りに満ちた活力あるまち
- (3) 世代をつないで人を育むまち
- (4) 安全で快適な暮らしのあるまち
- (5) みんなで創る持続可能なまち

### 4 強靱化の推進方針

---

次頁以降、「想定すべき災害リスク」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」の設定を基に、関連する個別施策を洗い出し、現状及び施策の進捗状況の把握と課題を分析して、「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめました。また、脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の推進方針を定めました。

なお、本計画で設定した29の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態の発生も本市に致命的なダメージを与えるものであることから、いずれも重点化や優先順位付けは行わないものとします。

本推進方針に基づき実施する具体的(個別)事業は、別紙のとおりですが、二本松市総合計画の内容や、予算措置に応じ、必要に応じて適宜見直ししていくこととします。

**【事前に備えるべき目標】**  
**(1) 直接死を最大限防ぐ**

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価

○住宅・建築物の耐震化等<1-1>

本市では大地震による被害を未然に防ぎ安全で安心な生活を守るため、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震化を推進している。  
 また、避難経路沿いにある建築基準法に適合しない又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等が今だ多く存在しており、撤去、耐震化、または生垣への変更を周知・推進する必要がある。

○災害に強い市街地の形成<1-1>

二本松駅南地区は、狭あいな道路に挟まれた住宅密集地のため建築確認要件の接道義務を満たしていない敷地が多く、雨水排水側溝の断面の不足、さらには消防・救急活動もままならない状況にある。二本松駅南側からの駅利用者も相当数見受けられる一方で現在の南北に通じる跨線橋の幅員も狭く、二本松駅周辺環境の改善が求められている。  
 また、安達駅周辺及び杉田駅周辺等の市街地においても、住環境の向上が求められている。

○災害に強い交通インフラの形成<1-1>

これまでに整備した道路網を維持するために、路面・側溝や橋りょう、安全施設等の修繕・長寿命化もあわせて行い、災害に強い交通インフラを保持していく必要がある。

○学校施設の老朽化対策等<1-1>

学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに避難所等として使用される建物であることから、耐震化や非構造部材の落下防止対策、電気・給排水衛生設備等の改修・維持管理を各種法令等に基づき、適切に実施している。  
 しかしながら、築20年以上を経過し施設設備等にメンテナンスを要する時期の学校、築40年以上を経過し全体的に老朽している学校があり、また、緊急避難所として使用される体育館についても、築数十年以上経過している建物があり、老朽化が進行している。  
 建物の部分によっては改修や修繕費用が多額になり、厳しい財政状況のもと、一定額の予算で優先順位を考慮し執行することが求められる中、新たに改修・修繕事案が発生する現状にあり、健全な建物の維持管理、計画的改修が求められている。

○保育園・幼稚園施設の老朽化対策等<1-1>

地域によって偏りがあるものの、少子化による幼児数の減少が進行しており、また、保育士が不足している状況を鑑み、適正な規模と配置を検討のうえ、施設の統廃合や認定こども園への移行も含めた検討を図る必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【建築住宅課】

木造住宅耐震診断者派遣事業として、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅について、耐震診断を希望する市民に、耐震診断者を派遣し、耐震対策を支援する。

また、木造住宅耐震改修支援事業として、同じく昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅で、耐震診断を受け耐震改修が必要と診断された住宅の耐震改修を実施する市民を対象に、耐震費用の一部を補助金として交付し、耐震化率の向上を図る。

倒壊の恐れのあるブロック塀等に対して、撤去、耐震化、または生垣への変更を周知・推進していく。

## 【都市計画課、建築住宅課】

二本松駅南地区に駅前広場および幹線道路への接続道路を整備するとともに、周辺の排水側溝の改修を行い、良好な住環境整備および利便性の向上を図り、コンパクトシティの形成と災害に強い市街地の形成を目指す。また、杉田駅周辺及び安達駅周辺を含む市街地においても、良好な道路ネットワークや公園等の整備を図っていく。

## 【土木課】

路面性状調査（ひび割れ率、わだち掘れ深さ、平坦性等の調査）、道路附属物点検調査（大型標識、道路照明の点検調査）を行い、道路の安全確保を図る。また、道路の老朽化が進んできた舗装路面の補修を行うとともに、路上再生路盤工により質的改良を行い、安定した道路を構築し、道路を走行する車両の安全かつ円滑な交通を確保する。また、老朽化した道路橋を点検、修繕して、道路橋の安全性の向上や長寿命化を図る。

## 【教育総務課、財政課】

安全・安心な学校施設として建物の耐久性と機能性を確保して長期間使用し続け、子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるため、学校施設の構造体における老朽対策を行うなど、長寿命化に取り組んでいる。また、耐震化として屋内運動場における特定（吊り）天井並びに非構造部材の落下防止対策を図る。大規模改造及び防災機能強化も合わせ、今後も計画的な整備を図っていく。

また、廃校舎は老朽化が進んでいるため、有効活用が期待できないものについては、施設の安全性等を考慮した上で解体を行うとともに、民間企業等による利用の希望があるものについては売却や貸付を検討する。

## 【子育て支援課】

認定こども園を整備する事業者に整備補助金を交付し、公立幼稚園については、統廃合や幼保連携型認定こども園への移行を視野に入れ、市民ニーズを踏まえた効率的な運営を推進する。

**○市営住宅の老朽化対策等<1-1>**

老朽化が進む市営住宅は、大規模災害発生時において倒壊や落下物の発生、それに伴う避難経路の閉鎖などの危険性が高くなるなどの課題があるため、躯体や設備等の施設管理を適切に行っておく必要がある。

**○庁舎等の耐震化・老朽化対策等<1-1、3-1>**

大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災上重要となる本庁舎を始めとした各施設について、耐震性の確保や老朽化対策、災害対応のための設備の、適正な管理を行う必要がある。

**○空き家対策の推進<1-1>**

適切な管理が行われていない空き家は、大規模災害発生時において倒壊に伴う避難経路の閉鎖や火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の問題も有している。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなる恐れがある。

**○宅地の耐震化等<1-1>**

近年の大地震の際に、大規模に谷や沢を埋めたり、山の中腹に土を盛ったりした造成地では、地滑りなどにより多くの被害が発生しており、今後も大地震の発生が懸念されることから、宅地等の安全性を確保するため、国は「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」を作成し、それに基づく対応が市町村に求められている。

**○都市公園等の適切な維持管理<1-1>**

都市公園をはじめとする緑のオープンスペースは、幅広い年齢層における自然との触れ合い、レクリエーション、健康活動等多様な活動の拠点となるほか、災害発生時には一時的な避難場所としての役割も期待されるため、遊具の定期点検をはじめ支障木の剪定や伐採、草刈りなど、利用者の支障となることがないように適正な維持管理・整備が求められる。

**○集会施設の適正な維持管理<1-1、8-3>**

集会施設は地域コミュニティ活動をするための施設であり、災害時には地域の身近な避難所となりうる施設であるため、適正な維持管理が求められる。

**○消防団の充実・強化<1-1、2-3>**

消防団は、他に生業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域に密着して住民の安全・安心を守る消防防災の要となる存在であり、消防団の充実強化に取り組むことにより、地域防災力の向上を図っていく必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【建築住宅課】

市営住宅は、災害により住居を失った被災者が空き住宅に一時的に避難し、生活再建まで暮らすための住宅ストックの提供という役割もあることから、適正な維持管理により長寿命化を図る。

## 【生涯学習課、秘書政策課、観光課、文化課、財政課】

防災拠点の中心となる庁舎、避難所等のほか、市の公共施設において、耐震補強、大規模改修工事、老朽化対策を必要に応じて実施するほか、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理等を適切に実施し、災害に備え日常から適正な維持管理に取り組む。

## 【秘書政策課、建築住宅課】

空き家の解消を図り、空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、「二本松市空家等対策計画」に基づき、危険と判断される空き家への指導、助言、勧告、命令を行っていくとともに、市民から寄せられる空き家に対する苦情についても、速やかな対処を行っていく。また空き家バンクや移住者向けの空き家を改修する費用への補助の利活用促進、不良度の高い空き家の除却に対する補助も合わせ、特定空家等とならないための適切な管理促進に取り組む。

## 【都市計画課】

国のガイドラインに基づき令和元年度に一定規模以上の造成地を調査し「大規模盛土造成地マップ」を作成したため、マップを公表して住民の防災意識の向上を図っている。市が公表した大規模盛土造成地について、必要により変動予測調査等を行い、盛土造成地の安全性の把握に努めるとともに、危険性が高い箇所については、災害時の被害の軽減を図るための対策を検討する。

## 【都市計画課】

都市公園施設等の機能保全とともに大規模災害発生時の避難者の受け入れに際し利用者の安全確保を図るため、維持管理の充実を図る。また、遊歩道は災害時に安全な場所まで避難する避難経路としての役割も期待されることから、適正な維持管理・整備を行う。

## 【生活環境課】

行政区における集会施設の新築、増築、改築、上下水道整備、集会所の進入道路および駐車場の整備について交付要綱に基づき助成する。また、市所管の地区集会施設の地区への移管を見据え、建て替え・大規模改修に対し助成する。

## 【生活環境課】

災害発生時に、消防団活動が迅速かつ効果的に行えるよう、装備品の拡充、消防水利などの環境整備に取り組む。また、消防団員の確保や雇用形態の変化などの要因により消防団員数が減少傾向にあることから若年層及び女性の入団促進、機能別団員の導入など、人口減少や少子高齢化の進展への対応を検討していく。

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価

#### ○河川の維持管理・改修等<1-2>

近年、台風等による豪雨や局地的な大雨が頻発しており、令和元年台風第19号による大雨では、多数の箇所破堤等の被害が発生したことから、関係機関と連携をして、計画的に河川の改修等を行う必要がある。また、堆砂撤去や河道掘削等による適切な維持管理や洪水調整などの治水対策が必要である。

#### ○総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用<1-2、1-3、1-4>

住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、避難所となる施設の位置、阿武隈川洪水対応のタイムラインや非常時の持出品など、総合的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップを作成し、周知を図る必要がある。

#### ○水防（内水）対策の充実<1-2>

阿武隈川沿いにおける、増水時の樋門閉鎖時に発生する内水をはじめ、内水被害や冠水被害の大きい地区には、可搬型排水ポンプ等を設置し被害を軽減する必要がある。

#### ○避難確保計画作成等の支援<1-2、1-3>

平成29年に改正された水防法及び土砂災害防止法では、地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づいて避難訓練を実施することが義務とされた。市は、それらの要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について支援をしていく必要がある。

#### ○避難確保計画の作成等<1-2、1-3>

地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成とこれに基づいた避難訓練を実施する必要がある。

## 1-3 大規模な火山噴火、土砂災害等による多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価

#### ○火山噴火に対する警戒・避難体制の整備<1-3>

気象庁による常時観測・監視が行われている安達太良山については、噴火に伴う大規模な融雪による火山泥流が市街地に流下する恐れもあることから、火山防災マップの更なる周知を図る必要がある。

#### ○土砂災害防止対策の推進<1-3>

本市では、362箇所（令和2年11月末現在）の土砂災害警戒区域等が県より指定されている。危険箇所については、その周知を図る必要があるとともに、被害想定の大い箇所は対策工の必要がある。

#### ○森林の多面的機能の維持・保全<1-3、7-4>

森林の整備及び保全等を適切に行い、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を確保するため、総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施する必要がある。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる必要がある。



## 強靱化推進の方針

## 【土木課】

国、県が管理する河川については、未改修箇所を早期改修と維持管理の強化について、国、県へ働きかけを行う。市が管理する河川については、緊急性等を考慮のうえ、改修を進めるとともに、堆砂撤去、河道内支障木の伐採及び護岸堤防の修繕等を行い雨水流下能力の確保や洪水調整機能などの治水対策を図る。

## 【生活環境課】

令和5年度に全戸配付した総合防災マップが住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、窓口等で配付、市ウェブサイト上での公開を継続するほか、出前講座で直接わかりやすく説明することにより住民への防災知識と意識の向上を図る。今後新たな災害危険区域等の設定などに合わせ、見直しを行う。また、電柱等に想定浸水深を示す標識を設置し、誰でも現地で容易に確認できる対策を行う。

## 【生活環境課】

既存の可搬型排水ポンプ及び小型排水ポンプの適正な維持管理に努めつつ、被害が発生する恐れのある他の地区にも排水ポンプ等の導入を検討するなど、更なる内水処理及び冠水対策を図る。

## 【生活環境課】

避難確保計画の作成や訓練実施について相談を受け付ける体制を構築するとともに、新たな洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定に伴い対象となる施設がある場合には、計画の作成支援と避難訓練実施の働きかけを行う。

## 【子育て支援課、学校教育課】

対象となる施設の避難確保計画を作成後、計画的に避難訓練を実施していくほか、必要に応じて計画の見直しを行い、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課】

地域住民や登山者・観光客の安全を確保するため、国・県、関係市町村、観光団体等が一体となり火山防災協議会を設置し、避難計画の作成を行っている。また、火山防災マップの配付・説明により火山災害のリスクと避難行動について地域住民への周知を進めるほか、火山防災協議会と連携し、火山防災マップと避難計画について必要に応じ適宜見直しを行っていく。

## 【建築住宅課、生活環境課】

土砂災害による被害を防止するための対策工の実施について、県に働きかける。また、危険箇所の防災マップへの掲載、現地看板の設置等により住民への周知を図る。

## 【農業振興課】

森林による土砂災害防止、水源保持などの機能が十分に発揮できるよう、森林整備や治山対策、間伐材等の森林資源の新たな活用を推進する。また、森林を利用した体験学習、ボランティア活動を通じ、森を守り育てる意識の向上を図っていくほか、森林経営管理制度に基づき森林所有者への意向調査等の適切な実施を検討していき森林環境の保全に努める。

脆弱性評価

○総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用（再掲）＜1-2、1-3、1-4＞

住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、避難所となる施設の位置、阿武隈川洪水対応のタイムラインや非常時の持出品など、総合的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップを作成し、周知を図る必要がある。

○避難確保計画作成等の支援（再掲）＜1-2、1-3＞

平成29年に改正された水防法及び土砂災害防止法では、地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者は、避難確保計画作成し、これに基づいて避難訓練を実施することが義務とされた。市は、それらの要配慮者利用施設における避難確保計画作成等について支援をしていく必要がある。

○避難確保計画の作成等（再掲）＜1-2、1-3＞

地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成とこれに基づいた避難訓練を実施する必要がある。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○情報伝達手段の確保・充実＜1-4、4-2、4-3＞

市では緊急性の高い防災情報を、災害の程度に応じ、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、テレビなど各メディアから配信されるLアラート、市ウェブサイト、エリアメール、登録制緊急情報メール、市公式X（旧Twitter）等により伝達している。あらゆる世代に防災情報を漏れなく伝達するため、様々な伝達手段の確保を行う必要がある。

○指定緊急避難場所・指定避難所の充実＜1-4＞

災害の種別や状況等に応じて適切な施設を避難所として開所できるよう、引き続き指定を進めるとともに、その周知を強化していく必要がある。

○福祉避難所の充実・確保＜1-4、2-4＞

福祉避難所は大規模災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所で長期間生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。

現在、市の保健センター等の施設が福祉避難所として指定されているほか、民間の社会福祉施設においても災害協定により福祉避難所に指定されているが、災害時に福祉避難所で使用する物資や器材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、避難行動要支援者の円滑な避難に悪影響を与えてしまうことが想定される。また、配備できる職員数にも限界がある。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課】

令和5年度に全戸配付した総合防災マップが住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、窓口等で配付、市ウェブサイト上での公開を継続するほか、出前講座で直接わかりやすく説明することにより住民への防災知識と意識の向上を図る。今後新たな災害危険区域等の設定などに合わせ、見直しを行う。また、電柱等に想定浸水深を示す標識を設置し、誰でも現地で容易に確認できる対策を行う。

## 【生活環境課】

避難確保計画の作成や訓練実施について相談を受け付ける体制を構築するとともに、新たな洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定に伴い対象となる施設がある場合には、計画の作成支援と避難訓練実施の働きかけを行う。

## 【子育て支援課、学校教育課】

対象となる施設の避難確保計画を作成後、計画的に避難訓練を実施していくほか、必要に応じて計画の見直しを行い、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課、秘書政策課】

防災情報をより多くの住民に届けるため、現在利用している防災ラジオと、登録制緊急情報メールの更なる普及率の向上に努める。また、防災情報をより幅広い世代に伝えるため、市ウェブサイトのほか、市公式ライン、X（旧Twitter）等のSNS、防災アプリ等、ソーシャルメディアによる新たな情報伝達手段により、災害発生状況等をブッシュ式で迅速に発信する。

## 【生活環境課】

災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、市の施設に限らず必要に応じて指定を進めるとともに、総合防災マップや市ウェブサイトでわかりやすく位置を掲載するなど、周知の更なる徹底を図る。

## 【生活環境課、福祉課、高齢福祉課、健康増進課】

福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄するとともに、災害時に物資等が不足する恐れがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保、福祉避難所に供給する仕組みを構築していく。

また、避難の際に混乱が生じないよう、平常時から福祉避難所の目的やルール等に関する知識の普及啓発を図り、災害時における福祉避難所開設の際には、一般避難所の避難者情報を的確に収集し、要配慮者を迅速に受け入れることができるよう福祉避難所関係機関との連携を図る。

不足が見込まれる職員体制についても、応援職員の受入れや事業者からの人的支援の受入れなどの仕組みを構築していく。

**○避難行動要支援者対策の推進<1-4、8-3>**

避難行動要支援者避難支援制度は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、特に援護を必要とする者（避難行動要支援者：高齢者、障がい者など）について、避難支援、安否確認等を実施するための制度であり、避難行動要支援者名簿の作成などが求められている。

**○外国人に対する防災情報の発信等<1-4>**

地理的に不慣れな外国人が発災時に適切に避難できるよう、わかりやすく、多言語化された防災情報を発信する必要がある。

**○訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化<1-4、2-3、**

市や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織、災害協定事業者等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、毎年、地域・地区を替えて防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組み、災害対応力を向上させる必要がある。

**○学校安全計画・危険等発生時対処要領等の作成支援<1-4>**

災害発生時において児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取るための備えとして、各学校における学校安全計画・危険等発生時対処要領の作成に関する支援等に継続して取り組む必要がある。地震及び火災発生時の行動マニュアルについては、全ての学校が作成しているが、毎年学校の実情に合わせた見直しを図る必要がある。

**○東日本大震災・原子力災害等を踏まえた防災教育の推進<1-4>**

児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身につけ、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保する行動ができるようにするため、全ての小中学校において防災教育に係る授業の実施と避難訓練の実施などの防災意識を高める取り組みや大規模災害を想定した保護者への引き渡し訓練を実施する必要がある。

**○自助・共助の取組推進<1-4、2-1、8-3>**

災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組のほか、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を深めることが必要である。

## 強靱化推進の方針

**【高齢福祉課、福祉課、生活環境課】**

避難支援を行う関係者が災害時に速やかに避難行動要支援者を把握・安否確認し、円滑に避難支援等を行えるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等を行う関係団体（消防署、警察署、行政区長、民生委員等）へ名簿を提供して、地域全体で高齢者や障がい者を支えあう体制づくりを進める。今後さらなる制度の周知を図るほか、避難行動要支援者と避難支援者の防災訓練への参加についても働きかけていく。

**【生活環境課、秘書政策課】**

避難場所・避難標識等の災害に関する表示板への外国語の付記、市ウェブサイトの外国語表示、外国人を含めた防災訓練、防災教育など、外国人でも防災情報を容易に取得でき、適切に避難できる環境を整備していく。

## 3-1&gt;

**【生活環境課】**

大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、関係機関の参加、協力をいただきながら現実味のある防災訓練を実施していく。さらに実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関との連携体制及び災害対応力の強化を図る。また、国・県等と定期的に机上訓練を行っていくほか、国・県主催の大規模な訓練にも積極的に参加し、災害対応力の強化を図る。

**【学校教育課】**

現在の取組を継続していくとともに、毎年学校の実情に合わせた見直しを図り、学校施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を促進し、学校安全計画・危険等発生時対処要領等の実効性を高める。

**【学校教育課】**

東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進するために、現在の取組を継続するとともに、防災教育に係る授業の充実を図る。さらに、保護者への引き渡し訓練の実施校の拡大や救急法講習の実施などを通して防災管理体制の強化を図っていく。

**【生活環境課】**

出前講座や広報活動、地域の防災訓練参加などにより市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や自分でできる災害に対する備えなど、自らの身を守る意識の向上と、地域の協力・助けあいの取組を促進し、地域防災力を高める。

脆弱性評価

○自主防災組織の強化<1-4、8-3>

自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、行政区単位等で結成される防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、地域住民の防災意識の高揚と災害時の対応力の向上が期待される。自主防災活動の活性化を図るため、組織設立支援、防災活動に役立つ訓練の提案、講師の派遣、市防災訓練への参加などに取り組んでいるが、今後更なる組織率の向上と、既存の自主防災組織に対する活動支援を行っていく必要がある。

○総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用（再掲）<1-2、1-3、1-4>

住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、避難所となる施設の位置、阿武隈川洪水対応のタイムラインや非常時の持出品など、総合的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップを作成し、周知を図る必要がある。

○妊婦・子育て世代の防災意識の育成<1-4>

要配慮者である妊婦、乳幼児が災害に巻き込まれたりするのを防ぐため、防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供等を推進していく必要がある。

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

○道路の除雪体制等の確保<1-5>

平成26年2月の豪雪災害を契機として作成した市道幹線除雪路線図を基に、大雪の際でも、通勤通学や市民生活に極力支障が出ないように、道路除雪等の体制確保を図っていく必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【秘書政策課、生活環境課】

行政区等への説明会や、市民との協働による地域づくり支援事業による補助などにより、新たな自主防災組織の立ち上げを支援し、設立後は防災訓練への参画、出前講座など、活動を促進する取組を行い、自主防災組織の組織率向上と活動強化を図る。

## 【生活環境課】

令和5年度に全戸配付した総合防災マップが住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、窓口等で配付、市ウェブサイト上での公開を継続するほか、出前講座で直接わかりやすく説明することにより住民への防災知識と意識の向上を図る。今後新たな災害危険区域等の設定などに合わせ、見直しを行う。また、電柱等に想定浸水深を示す標識を設置し、誰でも現地で容易に確認できる対策を行う。

## 【生活環境課】

妊婦を含む子育て世代の方々が、常日頃から防災に対する意識を高くし、災害に対する備えの重要性を認識して行動できるよう積極的に情報提供を実施する。

## 強靱化推進の方針

## 【土木課】

暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を確保するため、道路除雪の委託や融雪剤の散布等に取り組むとともに、除雪機材や消融雪施設の整備を行い、除雪体制等の充実・強化を推進する。また、市道除雪ボランティアの登録団体を増やし、市民との協働による市道の管理を推進する。

【事前に備えるべき目標】

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価

○非常用物資の備蓄<2-1>

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保する必要がある。

○物資供給体制の充実・強化<2-1、5-2>

大規模災害等の発生時において、食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結する必要がある。

○大規模災害等における広域応援体制の充実・強化<2-1、2-3、3-1、8-2>

大規模災害が発生し、本市単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、福島・宮城・山形広域圏における災害時相互応援協定や、葛飾区・越谷市・駒ヶ根市・富士見市と協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築しているが、実効性を確保する必要がある。

○水の安定供給<2-1>

災害時の非常用飲料水を確保するため、病院等の給水停止を回避しなければならない施設への給水方法や手段について予め確認しておくほか、災害協定による応急給水手段の確保、水源のバックアップ体制の確保を行っていく必要がある。

○水道施設の耐震化、老朽化対策<2-1、6-2>

災害発生時においても、水道による給水機能を確保するため、配水池等の施設や水道管路の耐震化、老朽化した施設や配水管の更新、及び上水道エリアと簡易水道エリア間の緊急連絡管の整備を行っていく必要がある。

○緊急輸送道路等の確保<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、緊急輸送道路として利用される道路の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線・迂回路を含め広域的に整備を進めていく必要がある。

これまでに整備した道路橋梁については長寿命化を図り、計画的な対策により延命化を図る必要がある。

また、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。



## 生活の環境を確保する

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課】

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っているが、今後も必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図る。

## 【生活環境課】

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定の締結団体・事業者との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。

## 【生活環境課、秘書政策課】

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。また、国が推進する連携中枢都市圏構想での広域連携に積極的に参画し、災害時における連携についても体制を強化していく。

## 【上下水道課】

災害により水道施設に被害が発生し給水が不可能となったとき、迅速な復旧と市民への飲料水の供給のため、二本松管工事組合と「地震等災害時の応急給水及び復旧に関する協定」を締結し緊急時の応援体制を構築しており、組合との応援体制の強化を図る。また、経営基盤の安定と強化を図りながら上水道未普及地域の解消を進めるとともに、水源のバックアップ体制の確保など、災害時にも安定して供給できる体制を整える。

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
水道普及率	87.9%	91.2%	92.2%

## 【上下水道課】

配水池等の施設や重要路線の水道管路の耐震化、老朽化した施設や配水管の更新を計画的に行っていく。

## 【土木課】

平時より緊急輸送道路等（都市計画道路・生活幹線道路・一般市道を含む）の適切な維持管理に務め、代替路線・迂回路を含め関係機関と連携しながら広域的に整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化や主要道路の電線地中化を推進する。

二本松市建設事業協同組合と締結している「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

脆弱性評価

○迂回路となりうる農道・林道の整備<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通網の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点から必要な農道・林道について整備・補修していく必要がある。

○自助・共助の取組推進（再掲）<1-4、2-1、8-3>

災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組のほか、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を深めることが必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価

○緊急輸送道路等の確保（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、緊急輸送道路として利用される道路の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線・迂回路を含め広域的に整備を進めていく必要がある。

これまでに整備した道路橋梁については長寿命化を図り、計画的な対策により延命化を図る必要がある。

また、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通網の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点から必要な農道・林道について整備・補修していく必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

○消防団の充実・強化（再掲）<1-1、2-3>

消防団は、他に生業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域に密着して住民の安全・安心を守る消防防災の要となる存在であり、消防団の充実強化に取り組むことにより、地域防災力の向上を図っていく必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【農業振興課】

永田地区と原セ地区を結ぶ農道の改良舗装を行う。また、老朽化が進む林道橋の修繕費の増大を防ぐため、個別施設計画に基づき、必要な時期に適切に修繕を行い、林道施設の長寿命化を図る。

## 【生活環境課】

出前講座や広報活動、地域の防災訓練参加などにより市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や自分でできる災害に対する備えなど、自らの身を守る意識の向上と、地域の協力・助けあいの取組を促進し、地域防災力を高める。

## 強靱化推進の方針

## 【土木課】

平時より緊急輸送道路等（都市計画道路・生活幹線道路・一般市道を含む）の適切な維持管理に務め、代替路線・迂回路を含め関係機関と連携しながら広域的に整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化や主要道路の電線地中化を推進する。

二本松市建設事業協同組合と締結している「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

## 【農業振興課】

永田地区と原セ地区を結ぶ農道の改良舗装を行う。また、老朽化が進む林道橋の修繕費の増大を防ぐため、個別施設計画に基づき、必要な時期に適切に修繕を行い、林道施設の長寿命化を図る。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課】

災害発生時に、消防団活動が迅速かつ効果的に行えるよう、装備品の拡充、消防水利などの環境整備に取り組む。また、消防団員の確保や雇用形態の変化などの要因により消防団員数が減少傾向にあることから若年層及び女性の入団促進、機能別団員の導入など、人口減少や少子高齢化の進展への対応を検討していく。

脆弱性評価

- 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）＜1-4＞  
市や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織、災害協定事業者等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、毎年、地域・地区を替えて防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組み、災害対応力を向上させる必要がある。
- 大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）＜2-1、2-3、3-1、8-＞  
大規模災害が発生し、本市単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、福島・宮城・山形広域圏における災害時相互応援協定や、葛飾区・越谷市・駒ヶ根市・富士見市と協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築しているが、実効性を確保する必要がある。
- 消防拠点施設の整備＜2-3＞  
大規模災害時における消火・救助・救急活動の拠点となる消防施設及び付随する消防通信指令システムや無線設備などの設備は、計画的な改修が必要である。
- 常備消防力の強化と救急体制の充実＜2-3＞  
大規模災害時により効果的な活動ができるよう、各種教育訓練により高度な知識と技術を備えた消防職員を養成する必要がある。老朽化した消防車両の更新や資機材の配備を進め、消防体制の強化を図る必要がある。  
災害時に迅速な救急活動を行うため、救急自動車の計画的な更新と、救急用資機材等の充実、救急救命士の更なる養成により、救急体制の充実を図る必要がある。

2-4 医療・介護福祉施設の被災及び関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶による医療

脆弱性評価

- 地域医療の充実＜2-4＞  
市内における医師の高齢化が進んでいることから、休日当番医および診療所医師の確保や市民生活に直結する地域のかかりつけ医の減少が課題となっている。  
また、令和元年に発生し世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、医療機関において人員・物資の大幅な不足が生じたことに伴い、感染症大流行時の対策が急務となっていることに加え、近年頻発している災害時等の医療体制の確保策も検討していく必要がある。  
災害初動時の医療体制確保のため、平時より医師会や歯科医師会、医療関係機関との連携・情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。
- 福祉避難所の充実・確保（再掲）＜1-4、2-4＞  
福祉避難所は大規模災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所で長期間生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。  
現在、市の保健センター等の施設が福祉避難所として指定されているほか、民間の社会福祉施設においても災害協定により福祉避難所に指定されているが、災害時に福祉避難所で使用する物資や器材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、避難行動要支援者の円滑な避難に悪影響を与えてしまうことが想定される。また、配備できる職員数にも限界がある。

## 強靱化推進の方針

## 、2-3、3-1&gt;

## 【生活環境課】

大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、関係機関の参加、協力をいただきながら現実味のある防災訓練を実施していく。さらに実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関との連携体制及び災害対応力の強化を図る。また、国・県等と定期的に机上訓練を行っていくほか、国・県主催の大規模な訓練にも積極的に参加し、災害対応力の強化を図る。

## 2&gt;

## 【生活環境課、秘書政策課】

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。また、国が推進する連携中枢都市圏構想での広域連携に積極的に参画し、災害時における連携についても体制を強化していく。

## 【安達地方広域行政組合（消防本部）】

安達地方広域行政組合において、事業財政計画に基づき、消防庁舎、設備等の適正な維持管理・修繕・更新・増強を図っていく。

## 【安達地方広域行政組合（消防本部）】

安達地方広域行政組合において、国・県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実践的な教育訓練を行い、専門的、科学的な知識と技術を備えた消防職員を養成する。また、安達地方広域行政組合の事業財政計画に基づき消防車両、高規格救急自動車の更新、資機材の配備を計画的に行い、常備消防力と救急体制の強化を図る。

## ・介護福祉機能の麻痺

## 強靱化推進の方針

## 【健康増進課】

市民の多種多様な医療ニーズに迅速に対応できる体制づくりを進めるため、地域医療機関との情報交換を密にし、連携の強化を図りながら、医師等の確保に努める。

引き続き医師会や近隣市村等との連携を強化し、休日・夜間の救急医療時の在宅当番医制を維持するとともに、受診者それぞれの症状に応じた適切な医療の提供に努める。

また、救急医療の初期対応や感染症の大流行を見据えた対策、備品の常備を進めるとともに、災害時等の医療体制の確保策についても検討していく。

## 【生活環境課、福祉課、高齢福祉課、健康増進課】

福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄するとともに、災害時に物資等が不足する恐れがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保、福祉避難所に供給する仕組みを構築していく。

また、避難の際に混乱が生じないように、平常時から福祉避難所の目的やルール等に関する知識の普及啓発を図り、災害時における福祉避難所開設の際には、一般避難所の避難者情報を的確に収集し、要配慮者を迅速に受け入れることができるよう福祉避難所関係機関との連携を図る。

不足が見込まれる職員体制についても、応援職員の受入れや事業者からの人的支援の受入れなどの仕組みを構築していく。

## 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 脆弱性評価

#### ○感染症予防措置の推進<2-5>

感染症の発生・まん延予防のため、予防接種の接種率向上に向けた取り組みや新型コロナウイルスを含めた感染症予防に関する啓発等を実施しているが、今後災害と関連させた取り組みを実施していく必要がある。特に避難所等における集団生活では感染症が発症、あるいは拡大しやすい環境にあるため、まずは避難所における感染予防対策を行い、感染症が発生した場合や、避難者の中に感染者がいる場合には、まん延防止のための対策を迅速に行う必要がある。

#### ○家畜伝染病対策の充実・強化<2-5、7-5>

災害発生時においても家畜伝染病の発生は、救助・救急・医療活動への脅威となりうることから、伝染病発生の予防策、伝染病が発生してしまった際の早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

#### ○下水道施設等の強化<2-5、6-2>

下水道施設等の被災時には、「二本松市下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、速やかに機能を維持・回復する必要がある。

被災時には、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設等の適切な維持管理が求められているため、持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

また、公共下水道の接続率を高めるとともに、合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促し、水環境の保全に取り組んでおく必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課、健康増進課】

被災地や避難所における感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種の勧奨、感染症予防に関する正しい知識や予防対策についての普及啓発を図る。また、避難所においては密を防ぎ、消毒・換気を行うなどの感染症対策を行うほか、必要となる備蓄品の導入を行う。また、避難所生活の長期化による健康への影響も懸念されるため、健康管理に関する情報等の周知と、保健師等による巡回指導を必要に応じて行う。

また、感染症が発生、またはまん延した場合は、県北保健所等関係機関と連携して迅速に対応する。

## 【農業振興課】

家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関との緊密な連携を継続して強化し、家畜伝染病の発生予防に効果的な情報の周知・啓発を図るほか、家畜伝染病発生時には早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要があることから、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき適切な対応を取れるよう、初動防疫に必要な人員の確保等、庁内の関係各課との緊密な連携を行う。

## 【上下水道課、安達地方広域行政組合】

「二本松市下水道業務継続計画（BCP）」による災害発生時の対応の確認や、計画の見直しを適宜実施し、被災時の対応の確実な実行に向けた取り組みを推進する。

下水道施設等の持続的な機能確保のため、適切な点検調査並びに耐震・耐水化、改築及び更新を行う。

また、下水道事業の計画に定められた区域以外の区域においては、合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。

災害時にトイレが利用できない場合を想定し、マンホールトイレを備える。

また、安達地方広域行政組合において、事業財政計画に基づき、あだたら環境共生センターの計画的な維持補修、設備の更新を図る。

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
水洗化率	82%	87%	90%

【事前に備えるべき目標】

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

○庁舎等の耐震化・老朽化対策等（再掲）＜1-1、3-1＞

大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災上重要となる本庁舎を始めとした各施設について、耐震性の確保や老朽化対策、災害対応のための設備の、適正な管理を行う必要がある。

○業務継続に必要な体制の整備＜3-1＞

大規模災害発生時に市の職員及び施設が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行う必要がある。

○大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）＜2-1、2-3、3-1、8

大規模災害が発生し、本市単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、福島・宮城・山形広域圏における災害時相互応援協定や、葛飾区・越谷市・駒ヶ根市・富士見市と協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築しているが、実効性を確保する必要がある。

○訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）＜1-4

市や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織、災害協定事業者等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、毎年、地域・地区を替えて防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組み、災害対応力を向上させる必要がある。

○緊急車両等に供給する燃料の確保＜3-1、6-1＞

大規模災害発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保する必要がある。

○受援体制の整備＜3-1、8-2＞

大規模災害発生時に市の職員及び施設が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築する必要がある。



## 強靱化推進の方針

**【生涯学習課、秘書政策課、観光課、文化課、財政課】**

防災拠点の中心となる庁舎、避難所等のほか、市の公共施設において、耐震補強、大規模改修工事、老朽化対策を必要に応じて実施するほか、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理等を適切に実施し、災害に備え日常から適正な維持管理に取り組む。

**【生活環境課】**

大規模災害発生時に非常時優先業務の設定などを定めた業務継続計画（BCP）の策定や、職員行動マニュアルの見直しなど、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を促進する。

**-2>****【生活環境課、秘書政策課】**

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。また、国が推進する連携中枢都市圏構想での広域連携に積極的に参画し、災害時における連携についても体制を強化していく。

**、2-3、3-1>****【生活環境課】**

大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、関係機関の参加、協力をいただきながら現実味のある防災訓練を実施していく。さらに実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関との連携体制及び災害対応力の強化を図る。また、国・県等と定期的に机上訓練を行っていくほか、国・県主催の大規模な訓練にも積極的に参加し、災害対応力の強化を図る。

**【生活環境課】**

大規模災害発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定について関係機関と協議していく。

**【生活環境課】**

大規模災害発生時に他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制の整備を図る。

【事前に備えるべき目標】

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価

○情報通信設備の耐災害性の強化<4-1>

地震や広域停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要がある。本庁においては非常用自家発電設備により電源を確保しているが、重要なネットワーク機器の運用管理の見直し等を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る必要がある。

○情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化<4-1>

いつ災害等が発生し、システムに不具合が生じても速やかに障害を検知し、早期復旧するための体制の構築を検討していく。また、老朽化した機器の計画的な更新により、安定的なネットワーク運用を図る必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価

○情報伝達手段の確保・充実（再掲）<1-4、4-2、4-3>

市では緊急性の高い防災情報を、災害の程度に応じ、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、テレビなど各メディアから配信されるアラート、市ウェブサイト、エリアメール、登録制緊急情報メール、市公式X（旧Twitter）等により伝達している。あらゆる世代に防災情報を漏れなく伝達するため、様々な伝達手段の確保を行う必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行

脆弱性評価

○情報伝達手段の確保・充実（再掲）<1-4、4-2、4-3>

市では緊急性の高い防災情報を、災害の程度に応じ、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、テレビなど各メディアから配信されるアラート、市ウェブサイト、エリアメール、登録制緊急情報メール、市公式X（旧Twitter）等により伝達している。あらゆる世代に防災情報を漏れなく伝達するため、様々な伝達手段の確保を行う必要がある。

○情報収集・通信協力体制の確保<4-3>

各関係機関と協定を締結するなど多様な手段による情報収集や通信を行う体制を確保していく必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【人事行政課】

情報通信設備の耐災害性を強化するため、庁舎内に設置しているサーバの統合や民間データセンターへの活用、自治体クラウドの導入、重要ネットワーク機器の運用管理の見直しなど、情報通信設備の耐災害性の強化について検討していく。

## 【人事行政課】

大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、緊急時の対応と緊急時連絡網を整備する必要がある。

また、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、信頼性のある保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持に取り組む必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課、秘書政策課】

防災情報をより多くの住民に届けるため、現在利用している防災ラジオと、登録制緊急情報メールの更なる普及率の向上に努める。また、防災情報をより幅広い世代に伝えるため、市ウェブサイトのほか、市公式ライン、X（旧Twitter）等のSNS、防災アプリ等、ソーシャルメディアによる新たな情報伝達手段により、災害発生状況等をプッシュ式で迅速に発信する。

## 動や救助・支援が遅れる事態

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課、秘書政策課】

防災情報をより多くの住民に届けるため、現在利用している防災ラジオと、登録制緊急情報メールの更なる普及率の向上に努める。また、防災情報をより幅広い世代に伝えるため、市ウェブサイトのほか、市公式ライン、X（旧Twitter）等のSNS、防災アプリ等、ソーシャルメディアによる新たな情報伝達手段により、災害発生状況等をプッシュ式で迅速に発信する。

## 【生活環境課】

IP無線通信を活用した庁内連絡体制を整備したほか、民間事業者との無人航空機による情報収集に関する協定、国土交通省東北地方整備局とリエゾン（災害対策現地情報連絡員）派遣による情報交換、河川や道路等の防災情報の提供等についての協定、市内郵便局と災害発生時に関する情報提供などを含む包括連携協定を締結しており、情報収集体制の確保を図る。

また、東北地方非常通信協議会に加入することで、大規模災害時に市内の通信手段が使用できない場合に備えた受援体制を構築していく。

【事前に備えるべき目標】

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動の寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞

脆弱性評価

○企業の事業継続の支援<5-1>

大規模災害発生時は、事業所の経営だけでなく経済活動全体に大きな影響を及ぼすことから、事業所の事業活動が継続され、経済活動の停滞を招かないために中小企業や小規模事業者の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取り組みを促進する必要がある。

○緊急輸送道路等の確保（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、緊急輸送道路として利用される道路の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線・迂回路を含め広域的に整備を進めていく必要がある。

これまでに整備した道路橋梁については長寿命化を図り、計画的な対策により延命化を図る必要がある。

また、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通網の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点から必要な農道・林道について整備・補修していく必要がある。

5-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

○物資供給体制の充実・強化（再掲）<2-1、5-2>

大規模災害等の発生時において、食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結する必要がある。

○緊急輸送道路等の確保（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、緊急輸送道路として利用される道路の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線・迂回路を含め広域的に整備を進めていく必要がある。

これまでに整備した道路橋梁については長寿命化を図り、計画的な対策により延命化を図る必要がある。

また、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【商工課】

事業継続力強化支援計画により、二本松商工会議所、あだたら商工会及び市が連携し、大規模災害や感染症への対策強化を図る小規模事業者の事業継続力強化の取組を支援する。

## 【土木課】

平時より緊急輸送道路等（都市計画道路・生活幹線道路・一般市道を含む）の適切な維持管理に務め、代替路線・迂回路を含め関係機関と連携しながら広域的に整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化や主要道路の電線地中化を推進する。

二本松市建設事業協同組合と締結している「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

## 【農業振興課】

永田地区と原セ地区を結ぶ農道の改良舗装を行う。また、老朽化が進む林道橋の修繕費の増大を防ぐため、個別施設計画に基づき、必要な時期に適切に修繕を行い、林道施設の長寿命化を図る。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課】

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定の締結団体・事業者との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。

## 【土木課】

平時より緊急輸送道路等（都市計画道路・生活幹線道路・一般市道を含む）の適切な維持管理に務め、代替路線・迂回路を含め関係機関と連携しながら広域的に整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化や主要道路の電線地中化を推進する。

二本松市建設事業協同組合と締結している「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

脆弱性評価

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）〈2-1、2-2、5-1、5-2、6-3〉

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通網の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点から必要な農道・林道について整備・補修していく必要がある。

○農業水利施設の長寿命化・防災減災〈5-2、7-1〉

農業生産活動の基盤となる農業水利施設は老朽化が進んでいる。そのため、災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、施設の老朽化への対策を進める必要がある。

## 強靱化推進の方針

**【農業振興課】**

永田地区と原セ地区を結ぶ農道の改良舗装を行う。また、老朽化が進む林道橋の修繕費の増大を防ぐため、個別施設計画に基づき、必要な時期に適切に修繕を行い、林道施設の長寿命化を図る。

**【農業振興課】**

県営事業との連携も図りながら老朽化したダム設備等の更新を進めるとともに、老朽化した農業用施設を調査の上、必要に応じて施設の更新等を実施し、長寿命化対策を計画的に進めることにより、災害の未然防止を図る。

【事前に備えるべき目標】

(6) 生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

脆弱性評価

○再生可能エネルギーの導入拡大<6-1>

大規模災害発生時においても生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型電力の創出、供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要がある。

○緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）<3-1、6-1>

大規模災害発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保する必要がある。

○災害時応援体制の整備（エネルギー供給等）<6-1>

大規模災害発生時に備え、関係機関との協定に基づき、防災拠点や避難所で必要となる電気・ガス等を円滑に確保する必要がある。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

○水道施設の耐震化、老朽化対策（再掲）<2-1、6-2>

災害発生時においても、水道による給水機能を確保するため、配水池等の施設や水道管路の耐震化、老朽化した施設や配水管の更新、及び上水道エリアと簡易水道エリア間の緊急連絡管の整備を行っていく必要がある。

○下水道施設等の強化（再掲）<2-5、6-2>

下水道施設等の被災時には、「二本松市下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、速やかに機能を維持・回復する必要がある。

被災時には、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設等の適切な維持管理が求められているため、持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

また、公共下水道の接続率を高めるとともに、合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促し、水環境の保全に取り組んでおく必要がある。



等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

強靱化推進の方針

【秘書政策課】

市民の住宅用太陽光発電システムの設置や事業者の再生可能エネルギー設備の導入を引き続き支援し、再生可能エネルギーの更なる普及を図る。

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
太陽光発電システム導入補助件数	年31件	年50件	年50件

【生活環境課】

大規模災害発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定について関係機関と協議していく。

【生活環境課】

大規模災害への応急対応に必要な燃料等の確保と施設の早期復旧のため、電力については、東北電力ネットワーク株式会社福島電力センターと災害協定を結び、被災施設の電力復旧の支援を要請することが可能であり、ガスについては、福島県LPガス協会二本松支部と協定を締結し、優先的な供給を受けるよう要請することが可能であるが、更なる連携強化のため、関係事業者等と防災訓練を通じ連携を強化していく。

強靱化推進の方針

【上下水道課】

配水池等の施設や重要路線の水道管路の耐震化、老朽化した施設や配水管の更新を計画的に行っていく。

【上下水道課、安達地方広域行政組合】

「二本松市下水道業務継続計画（BCP）」による災害発生時の対応の確認や、計画の見直しを適宜実施し、被災時の対応の確実な実行に向けた取り組みを推進する。

下水道施設等の持続的な機能確保のため、適切な点検調査並びに耐震・耐水化、改築及び更新を行う。

また、下水道事業の計画に定められた区域以外の区域においては、合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。

災害時にトイレが利用できない場合を想定し、マンホールトイレを備える。

また、安達地方広域行政組合において、事業財政計画に基づき、あだたら環境共生センターの計画的な維持補修、設備の更新を図る。

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
水洗化率	82%	87%	90%

### 6-3 地域交通ネットワークが寸断する事態

#### 脆弱性評価

##### ○緊急輸送道路等の確保（再掲）〈2-1、2-2、5-1、5-2、6-3〉

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、緊急輸送道路として利用される道路の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線・迂回路を含め広域的に整備を進めていく必要がある。

これまでに整備した道路橋梁については長寿命化を図り、計画的な対策により延命化を図る必要がある。

また、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

##### ○公共交通の役割〈6-3、8-3〉

災害時には、交通手段を持たない学生や高齢者、障がい者のほか、鉄道、道路などの被災により通常の移動が困難になる方が多くなることが見込まれ、これらの方に対し、通勤、通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段を確保することが求められる。

##### ○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）〈2-1、2-2、5-1、5-2、6-3〉

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通網の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点から必要な農道・林道について整備・補修していく必要がある。

### 6-4 異常渇水等による用水の供給途絶

#### 脆弱性評価

##### ○渇水への対策〈6-4〉

気候変動により生じる渇水などのリスクに対応するため、水源等の重要施設の適正な維持管理を行っていく必要がある。

##### ○農業用水の渇水対策〈6-4〉

ダム貯水状況を随時確認し、状況把握と関係機関との連絡体制の確認を行う必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【土木課】

平時より緊急輸送道路等（都市計画道路・生活幹線道路・一般市道を含む）の適切な維持管理に務め、代替路線・迂回路を含め関係機関と連携しながら広域的に整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋梁の長寿命化や主要道路の電線地中化を推進する。

二本松市建設事業協同組合と締結している「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

## 【秘書政策課、高齢福祉課】

災害時には、交通事業者や市より鉄道、路線バス、タクシーなどの運行状況の周知を図るほか、被災により運行が困難な場合には、代替輸送やルートの変更などについて関係団体と調整しながら、速やかな運行再開に努めていく。また、大規模災害により既存公共交通の運行再開が困難であり、移動困難者が相当数発生するなど、必要があると認められる場合には、観光バスなどの運送事業者、タクシー事業者、トラック事業者等が乗合などにより移動困難者を輸送できるよう事業者に要請し、移動手段を確保する。

## 【農業振興課】

永田地区と原セ地区を結ぶ農道の改良舗装を行う。また、老朽化が進む林道橋の修繕費の増大を防ぐため、個別施設計画に基づき、必要な時期に適切に修繕を行い、林道施設の長寿命化を図る。

## 強靱化推進の方針

## 【農業振興課、上下水道課】

ダムを含め、今後も水源等の重要施設の適正な維持管理を行っていく。また、水道未普及地域内にボーリングさく井工事により生活用水を確保しようとする者に対し、工事費の一部を補助することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。

## 【農業振興課】

今後もダムの貯水状況を確認し、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に取り組む。

【事前に備えるべき目標】

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次被害の発生

脆弱性評価

○農業用ため池ハザードマップの活用<7-1>

市内に5つある防災重点農業用ため池は、大雨等により破堤した場合、下流にある家屋等に浸水等の被害を与える恐れがあるため、住民に危険性を周知する必要がある。

○農業水利施設の長寿命化・防災減災（再掲）<5-2、7-1>

農業生産活動の基盤となる農業水利施設は老朽化が進んでいる。そのため、災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、施設の老朽化への対策を進める必要がある。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価

○有害物質の流出・拡散対策の推進<7-2>

国、県及び阿武隈川水系流域市町村等で構成される「阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会」において、水質事故発生時、構成機関への情報伝達を行っており、有害物質の大規模拡散の事態には、迅速な情報伝達に努める必要がある。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

脆弱性評価

○原子力防災体制の充実・強化<7-3>

原子力災害の教訓を踏まえ、原子力防災体制の充実・強化を進める必要がある。

○放射線モニタリングによる情報発信<7-3、7-5>

市民の放射線に対する不安はいまだ大きいため、不安解消のため市内全域において空間放射線量率の測定を行い、市民への正確な情報提供を行う必要がある。また、放射線の影響を最も受けやすい子どもや妊婦等に積算線量計の配布、ならびに全市民を対象にホールボディカウンターによる被ばく線量の推定などを引き続き行う必要がある。

○除去土壌等の搬出<7-3>

除染で発生した除去土壌等については、中間貯蔵施設への搬出や仮置場の返地について取り組んでいく必要がある。

○様々な教育分野と関連した放射線教育の推進<7-3>

放射線に関する知識を習得し活用して、子どもたちが自ら考え、判断し、行動する力を身につけるための教育が必要である。

## 強靱化推進の方針

## 【農業振興課】

防災重点農業用ため池について、市民が迅速かつ的確な避難行動を行えるようにハザードマップのさらなる周知により防災意識の向上を図る。

## 【農業振興課】

県営事業との連携も図りながら老朽化したダム設備等の更新を進めるとともに、老朽化した農業用施設を調査の上、必要に応じて施設の更新等を実施し、長寿命化対策を計画的に進めることにより、災害の未然防止を図る。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課】

有害物質の大規模拡散防止対策については、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面に関する情報を迅速かつ正確に伝達することが必要であることから、国、県、関係市町村等と引き続き連携を図り、水質検査等の必要な調査を適切に行っていく。

## 強靱化推進の方針

## 【生活環境課】

必要に応じて地域防災計画の見直しを行い、今後も県が行う原子力防災通信連絡訓練等に積極的に参加するなど、各関係機関との連携を強化する。

## 【生活環境課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課】

空間線量や自家消費農産物、給食食材等の放射性物質の測定については、現状の安全性を認識してもらい風評被害を防ぐためにも必要不可欠なものであることから、今後も継続的に行っていく。測定結果は市のウェブサイトや広報紙を通じて市民に情報提供し、健康管理の取り組みや食の安全・安心の確保につなげるとともに、放射線に対する不安の解消を図る。また、放射線からの影響を最も受けやすい子どもや妊婦等の健康管理を継続して行う。

## 【生活環境課】

国・県等関係機関と連携して、可燃性除染廃棄物等の減容化と除去土壌の早期の中間貯蔵施設への搬出を推進し、仮置場の速やかな返地（原状回復）についても実施していく。

## 【学校教育課】

児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、自ら考え、判断し、行動できる力を育むとともに、放射線等に関する基礎的な内容について理解を深める学習を中心としつつ、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、放射線教育を推進している。

## 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 脆弱性評価

#### ○農業・林業の担い手確保・育成<7-4>

農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる。市では農業の推進にあたり、人・農地プラン等を活用し農地の流動化による経営規模の拡大、認定農業者や集落営農組織の育成による経営の効率化、法人化による経営基盤の強化などに取り組んでいるが、農業経営者の高齢化や担い手の不足が進み、それに伴い耕作放棄地が増加傾向にある。

#### ○森林の多面的機能の維持・保全（再掲）<1-3、7-4>

森林の整備及び保全等を適切に行い、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を確保するため、総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施する必要がある。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせて推進する必要がある。

#### ○有害鳥獣対策の充実・強化<7-4>

有害鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性がある。特に中山間地域では、鳥獣による農作物の被害が深刻化しているため、地域が一体となったより効果的な有害鳥獣対策を推進する必要がある。

## 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

### 脆弱性評価

#### ○家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）<2-5、7-5>

災害発生時においても家畜伝染病の発生は、救助・救急・医療活動への脅威となりうることから、伝染病発生の予防策、伝染病が発生してしまった際の早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

#### ○風評被害対策の推進<7-5>

原子力災害による風評被害は、農畜産物や特産品、観光資源など幅広い分野で地域経済に甚大な損害を及ぼす。そのため、風評被害を払拭するためのPR活動・販売促進事業を実施する必要がある。

#### ○放射線モニタリングによる情報発信（再掲）<7-3、7-5>

市民の放射線に対する不安はいまだ大きいため、不安解消のため市内全域において空間放射線量率の測定を行い、市民への正確な情報提供を行う必要がある。また、放射線の影響を最も受けやすい子どもや妊婦等に積算線量計の配布、ならびに全市民を対象にホールボディカウンターによる被ばく線量の推定などを引き続き行う必要がある。

## 強靱化推進の方針

## 【農業振興課】

認定農業者の経営改善への支援や、集落営農組織の法人化等を進める。また、就農希望者の受け入れ体制の構築や多様な農業の担い手を育成するとともに、優良な農地の保全・確保や耕作放棄地の解消に努めていく。

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
認定農業者数	406人	420人	430人
新規就農者数（累計）	20人	25人	35人

## 【農業振興課】

森林による土砂災害防止、水源保持などの機能が十分に発揮できるよう、森林整備や治山対策、間伐材等の森林資源の新たな活用を推進する。また、森林を利用した体験学習、ボランティア活動を通じ、森を守り育てる意識の向上を図っていくほか、森林経営管理制度に基づき森林所有者への意向調査等の適切な実施を検討していき森林環境の保全に努める。

## 【農業振興課】

有害鳥獣による農地・森林の荒廃を防ぐため、環境整備、捕獲活動、被害防除の総合的な対策を推進していく。

## 強靱化推進の方針

## 【農業振興課】

家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関との緊密な連携を継続して強化し、家畜伝染病の発生予防に効果的な情報の周知・啓発を図るほか、家畜伝染病発生時には早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要があることから、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき適切な対応を取れるよう、初動防疫に必要な人員の確保等、庁内の関係各課との緊密な連携を行う。

## 【商工課、農業振興課、観光課】

本市の特産品や農畜産物が安全・安心であると広く消費者に理解してもらうためにPR活動・販売促進事業を実施する。また、「観光立市二本松」イメージアップキャンペーンとして秋の電波宣伝、紙上広告、ポスター、リーフレット作成等を行い、風評被害に負けない魅力ある二本松市をアピールする。

## 【生活環境課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課】

空間線量や自家消費用農産物、給食食材等の放射性物質の測定については、現状の安全性を認識してもらい風評被害を防ぐためにも必要不可欠なものであることから、今後も継続的に行っていく。測定結果は市のウェブサイトや広報紙を通じて市民に情報提供し、健康管理の取り組みや食の安全・安心の確保につなげるとともに、放射線に対する不安の解消を図る。また、放射線からの影響を最も受けやすい子どもや妊婦等の健康管理を継続して行う。

【事前に備えるべき目標】

(8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○災害時の廃棄物処理体制の確立<8-1>

現在、一般廃棄物については安達地方広域行政組合で収集・運搬・処理を行っており、大規模災害発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難になるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれる。災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

また、焼却施設を始め、リサイクルプラザ、リサイクルセンター、埋立処分場などの一般廃棄物処理施設等の計画的な補修・更新が必要である。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）<2-1、2-3、3-1、8-1>  
大規模災害が発生し、本市単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、福島・宮城・山形広域圏における災害時相互応援協定や、葛飾区・越谷市・駒ヶ根市・富士見市と協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築しているが、実効性を確保する必要がある。

○ボランティア団体との連携強化<8-2>

大規模災害発生時の被災者支援において、他地域からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする市民を把握するとともに、ボランティアの受入態勢を整える必要がある。

○受援体制の整備（再掲）<3-1、8-2>

大規模災害発生時に市の職員及び施設が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○自主防災組織の強化（再掲）<1-4、8-3>

自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、行政区単位等で結成される防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、地域住民の防災意識の高揚と災害時の対応力の向上が期待される。自主防災活動の活性化を図るため、組織設立支援、防災活動に役立つ訓練の提案、講師の派遣、市防災訓練への参加などに取り組んでいるが、今後更なる組織率の向上と、既存の自主防災組織に対する活動支援を行っていく必要がある。

○自助・共助の取組推進（再掲）<1-4、2-1、8-3>

災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組のほか、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を深めることが必要である。



## 強靱化推進の方針

**【生活環境課、安達地方広域行政組合】**

大規模災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、福島県の災害廃棄物処理計画との整合性を図りながら市の計画を策定する。

また、安達地方広域行政組合において、事業財政計画に基づく一般廃棄物処理施設等の計画的な補修・更新を行っていく。

## 強靱化推進の方針

## 2&gt;

**【生活環境課、秘書政策課】**

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。また、国が推進する連携中枢都市圏構想での広域連携に積極的に参画し、災害時における連携についても体制を強化していく。

**【福祉課】**

大規模災害発生時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して二本松市社会福祉協議会と連携し、スムーズに支援を行えるよう体制の構築を図る。

**【生活環境課】**

大規模災害発生時に他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制の整備を図る。

## 強靱化推進の方針

**【秘書政策課、生活環境課】**

行政区等への説明会や、市民との協働による地域づくり支援事業による補助などにより、新たな自主防災組織の立ち上げを支援し、設立後は防災訓練への参画、出前講座など、活動を促進する取組を行い、自主防災組織の組織率向上と活動強化を図る。

**【生活環境課】**

出前講座や広報活動、地域の防災訓練参加などにより市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や自分でできる災害に対する備えなど、自らの身を守る意識の向上と、地域の協力・助けあいの取組を促進し、地域防災力を高める。

## 脆弱性評価

## ○避難行動要支援者対策の推進（再掲）＜1-4、8-3＞

避難行動要支援者避難支援制度は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、特に援護を必要とする者（避難行動要支援者：高齢者、障がい者など）について、避難支援、安否確認等を実施するための制度であり、避難行動要支援者名簿の作成などが求められている。

## ○公共交通の役割（再掲）＜6-3、8-3＞

災害時には、交通手段を持たない学生や高齢者、障がい者のほか、鉄道、道路などの被災により通常の移動が困難になる方が多くなることが見込まれ、これらの方に対し、通勤、通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段を確保することが求められる。

## ○地域コミュニティの再生・活性化＜8-3＞

急激な人口減少や少子高齢化の進行、若者の都市部への流出等により、地域の担い手が減少する中、今まで地域で解決できていた課題に対応していくことが困難になってきており、防災を含む多くの分野において、地域コミュニティの再生・活性化が求められている。

## ○集会施設の適正な維持管理（再掲）＜1-1、8-3＞

集会施設は地域コミュニティ活動をするための施設であり、災害時には地域の身近な避難所となりうる施設であるため、適正な維持管理が求められる。

## 8-4 貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形

## 脆弱性評価

## ○無形民俗文化財等の伝承＜8-4＞

民俗芸能や年中行事等は、伝承する担い手の高齢化が課題になっており、特に被災時には、伝承が困難になることが想定される。

強靱化推進の方針

【高齢福祉課、福祉課、生活環境課】

避難支援を行う関係者が災害時に速やかに避難行動要支援者を把握・安否確認し、円滑に避難支援等を行えるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等を行う関係団体（消防署、警察署、行政区長、民生委員等）へ名簿を提供して、地域全体で高齢者や障がい者を支えあう体制づくりを進める。今後もさらなる制度の周知を図るほか、避難行動要支援者と避難支援者の防災訓練への参加についても働きかけていく。

【秘書政策課、高齢福祉課】

災害時には、交通事業者や市より鉄道、路線バス、タクシーなどの運行状況の周知を図るほか、被災により運行が困難な場合には、代替輸送やルートの変更などについて関係団体と調整しながら、速やかな運行再開に努めていく。また、大規模災害により既存公共交通の運行再開が困難であり、移動困難者が相当数発生するなど、必要があると認められる場合には、観光バスなどの運送事業者、タクシー事業者、トラック事業者等が乗合などにより移動困難者を輸送できるよう事業者に要請し、移動手段を確保する。

【高齢福祉課、秘書政策課、生活環境課】

地域住民が自主的に行う地域おこし活動や生活サービス、地域資源を活用した取り組みを支援する。また、地域づくり活動団体やNPO 法人の育成を推進するとともに、地域おこし協力隊を積極的に活用し、市外の人材の視点による地域の魅力の再発見と地域振興に努める。

市の重要施策である人口減少対策のため、地方創生を推進していくとともに、首都圏をはじめとした都市の住民に世代を問わず田舎暮らしが見直されてきていることから、グリーンツーリズムやイベントを通し地域住民と都市住民との交流を促進し、本市が幅広い世代の定住先の選択肢となるよう移住に関する各種支援を行っていく。

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
I・J・Uターン等移住者	年15人	年15人	年15人
地域おこし協力隊任期満了者の定住状況	年2人	年2人（累計10人）	年2人（累計20人）

【生活環境課】

行政区における集会施設の新築、増築、改築、上下水道整備、集会所の進入道路および駐車場の整備について交付要綱に基づき助成する。また、市所管の地区集会施設の地区への移管を見据え、建て替え・大規模改修に対し助成する。

の文化の衰退・損失

強靱化推進の方針

【観光課、文化課】

被災時に地域の行事等が地域の結束を強め精神的な支えともなり得ることから、平時から地域の行事等の後継者の育成を促し、それらの保存、育成を図るとともに、映像等による記録化を進めることで被災時に行事等の断絶が生じないように備えておくなど、継続して支援を実施する。

○文化財の保全・指定<8-4>

先人の守り伝えてきた郷土の歴史と伝統文化を学び、それを次世代に継承し、発展させていく必要がある。保全されていない文化財は、被災した際に被害の状況や程度の把握が困難になり、貴重な価値が失われていくこととなる。

## 強靱化推進の方針

## 【都市計画課、文化課】

様々な文化財を良好な状態で後世に伝えていくため、保全活動と調査活動を並行して行い、必要に応じ文化財指定等の保護措置を図る。国史跡に指定されている二本松城跡は、歴史と文化を継承する貴重な遺産であることから、これをよりよい形で後世に伝えるための整備を行い市民が歴史を理解する契機となる「歴史公園」とする。

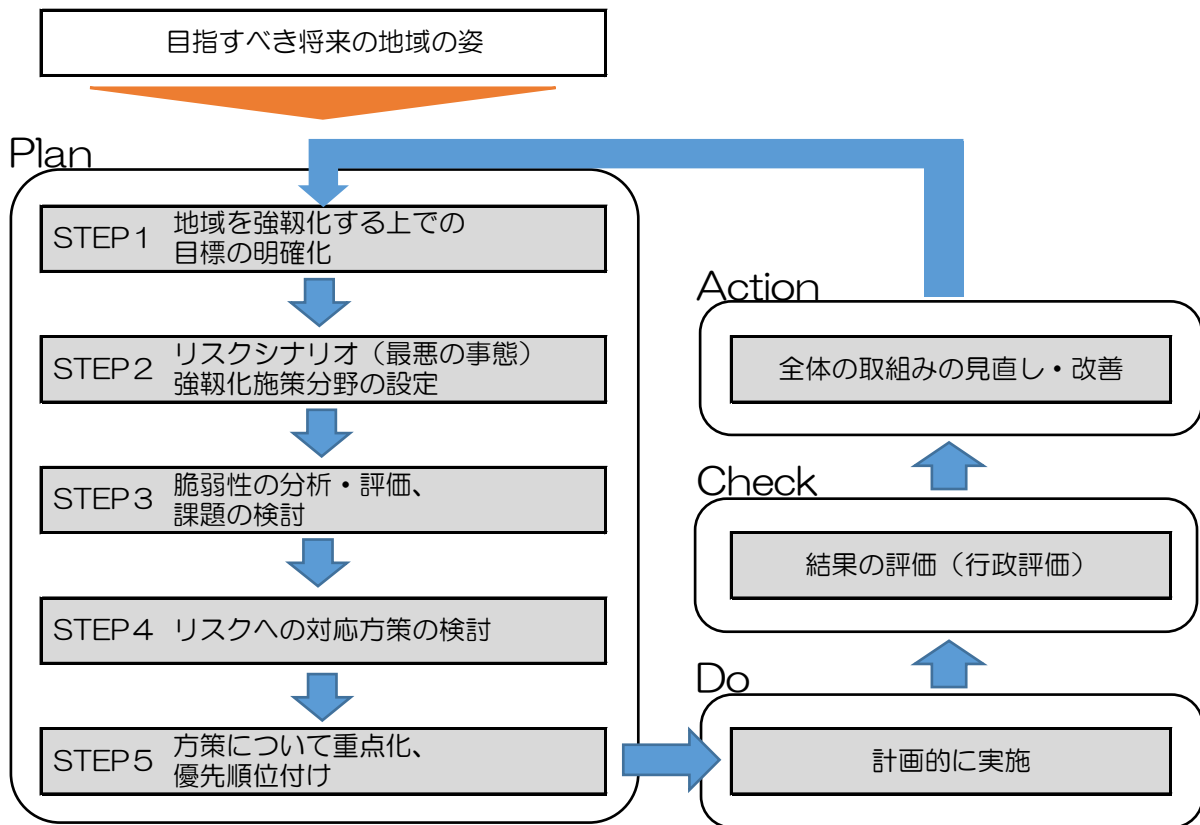
## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画の推進については、部局を超えた横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな地域づくり」に取り組んでいきます。

### 2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとします。





# 二本松市国土強靱化地域計画

令和3年3月  
(令和6年3月 一部修正)

二本松市 市民部 生活環境課

〒960-8601 福島県二本松市金色403番地1  
電話:0243-55-5102(直通)  
URL: <https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>